

【事業主の皆様へ】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により著しく報酬が下がった場合における標準報酬月額の特例改定のご案内

令和2年4月から新型コロナウイルス感染症の影響による休業により著しく報酬が下がった方について、事業主からの届出により、標準報酬月額を通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、翌月から改定を可能とする特例措置を実施しているところです。

今般、現下の情勢等を踏まえて、令和4年12月を急減月とする申請まで延長したうえで、特例措置を終了することになりました。

詳細は[こちら](#)(日本年金機構ホームページ)をご覧ください。

申請書類

ご申請いただく場合は、以下の様式をご利用ください。

- ・[【特例】被保険者報酬月額変更届\(令和4年10月～12月急減\)](#)
- ・[【特例】被保険者報酬月額変更届\(令和4年10月～12月急減・記入例\)](#)
- ・[【特例】被保険者報酬月額変更届\(休業回復\)](#)
- ・[【特例】被保険者報酬月額変更届\(休業回復・記入例\)](#)
- ・[【特例】申立書\(令和4年10月～12月急減\)](#)
- ・[【特例】本人同意書\(参考様式\)](#)

※本人同意書は届書に添付不要です。

お問い合わせ先

東京都電気工事健康保険組合 適用課

電話 03-3861-1854